

(仮称) 尼崎市下水道ビジョン 2031 冊子デザイン業務委託 プロポーザル応募要領

1 趣旨

この要領は、(仮称) 尼崎市下水道ビジョン 2031 の冊子及び概要版をデザインする事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 尼崎市下水道ビジョン 2031 冊子デザイン業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 4 年 1 月 31 日まで

(3) 委託の目的

本業務は、令和 4 年度から運用を開始する今後 10 年間の下水道事業の方向性を示す(仮称) 尼崎市下水道ビジョン 2031 の冊子及び概要版を作成するため、本市が提供する素案をもとに、表紙及び裏表紙や目次、レイアウト、図表、背景デザイン、イラスト等を工夫することにより、市民に対して分かりやすく読みやすい冊子及び概要版を作成するものである。

(4) 業務の内容

次に掲げる仕様書に記載のとおりとする。

(仮称) 尼崎市下水道ビジョン 2031 冊子デザイン業務委託 仕様書

(5) 提案上限額

3,762,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

なお、提案上限額を超える見積書を提出した参加事業者は失格とする。

3 参加資格要件

(1) 次の参加要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 尼崎市公営企業局契約規程第 1 条第 1 項において準用する尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿において、「27 印刷」、「57 広告・宣伝」のいずれかで登録されていること。

ウ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

エ 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年条例第 13 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又暴力団員(同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。)若し

くは暴力団密接関係者（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）に該当しないこと。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。

カ 本業務を一括再委託しない者であること。（ただし、本市の承認を得た上で業務の一部についての再委託は可能）

キ 国税及び地方税、その他公課を滞納していないこと。

4 スケジュール

令和 3 年 5 月 7 日（金）午後 5 時まで	参加申込書提出期限・質問書提出期限
5 月 14 日（金）	質問書回答期限
5 月 19 日（水）午後 5 時まで（必着）	企画提案書等提出期限
6 月 1 日（火）（予定）	審査結果通知
6 月上旬（予定）	委託契約の締結

5 参加申込

(1) 様式

参加申込書（第 1 号様式）に記載し、1 部提出すること。

(2) 提出方法

持参すること。

(3) 提出期限

令和 3 年 5 月 7 日（金）午後 5 時まで

(4) その他

参加事業者には、参加申込書の提出時に企画提案書を作成するためのサンプルデータを提供するため、事前に「11 連絡先及び書類提出先」へ問い合わせから来庁すること。

なお、参加申込書提出後の辞退は参加辞退届（第 8 号様式）を 1 部提出すること。

6 質問の受付

(1) 受付方法

質問書（第 7 号様式）に記載し電子メールで提出すること。

E-mail ama-gesui-keikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

(2) 受付期間

令和 3 年 5 月 7 日（金）午後 5 時まで

(3) 回答方法

令和 3 年 5 月 14 日（金）までに問い合わせ参加事業者名を伏せて質問内容と合わ

せてすべての参加事業者電子メールにて送付する。

7 企画提案書の作成

(1) 表紙

企画提案書の表紙は、企画提案書表紙（第2号様式）を付すこと。

(2) 内容

ア ビジョン表紙（A4版で1ページ、1案のみ提出すること）

表題は「(仮称) 尼崎市下水道ビジョン2031」として作成し、自由にデザインすること。

イ サンプル原稿のデザイン（A4版で9ページ以内、両面印刷、1案のみ提出すること）

提供するサンプル原稿について仕様書に基づき、レイアウト、図表、文字のフォント等を自由にデザインし、作成すること。サンプル原稿の基となるデータは下記であり、参加申込書が提出された時点で当該応募者に対して提供する。

【提供データ】

まちのくらしを支える項目において、課題や方針、取組目標、現状や取組内容を整理した原稿データや図表、写真データ等を提供する。（A4版で10ページ、表紙を含む）

(3) 提出部数

7部

(4) 提出方法

郵送又は持参すること。

(5) 提出期限

令和3年5月19日（水）午後5時まで（必着）

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとして取り扱う。

(6) その他

企画提案書（企画提案書表紙（第2号様式）は除く。）には参加事業者名や社章の記載はしないようにすること。

8 提出書類

(1) 提出書類一覧

ア 会社概要（第3号様式） 1部提出

イ 業務の実施体制（担当者、業務の分担内容など）（第4号様式） 1部提出
データ・図表・イラストの作成、編集・デザイン・レイアウト・校正、印刷・納品などの業務ごとに記載すること。

ウ 予定担当者の経歴等（第5号様式） 1部提出

予定担当者毎の経歴等を記入すること。

エ 類似業務の受託実績（第 6 号様式） 1 部提出

過去 5 年（契約期間が平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までのものに限る）以内の代表的な類似業務の受託実績を記入すること。

類似業務とは、各自治体や団体が策定しているビジョンや経営戦略、事業者が作成している社内報や社史、事業概要を説明する冊子などをデザインする業務であり、ページ数などは本業務と同程度のものを示す。（最大 10 件まで）

オ 見積書（A4 版、様式は自由） 1 部提出

見積金額及びその積算内訳を記載し、封筒に入れ封印して提出すること。

見積金額は消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。

見積書には、件名、見積金額、社名及び代表者名、所在地を記載し、登録印（本市と契約等に使用する印鑑として登録している印）を押印すること。

宛先は、尼崎市公営企業管理者宛とする。

カ PR 資料

デザインやレイアウトにおいて独自性を有する編集を可能とする技術や創意工夫など、他社より優位な点があればその内容を記載すること。

なお、PR 資料には企画提案書（企画提案書表紙（第 2 号様式）は除く。）と同様に参加事業者名や社章の記載はしないようにすること。提出は任意とする。（A4 版でページ数、様式は自由） 7 部提出

(2) 提出方法

郵送又は持参すること。

(3) 提出期限

令和 3 年 5 月 19 日（水）午後 5 時まで（必着）

9 審査

(1) 選定方法等

提出された企画提案書について、別に定める選定委員会において審査を行い、最優良企画提案者 1 社を選定する。最優良企画提案者として選定された者と提案内容及び仕様書等に基づき契約条件について協議の上、随意契約にて契約を締結する。

なお、プレゼンテーションによる審査は実施しない。

(2) 審査基準

ア 企画提案書のデザイン性や類似業務受託実績、独自性等について審査する。評価項目及び配点は別表（選定評価表）のとおりとする。

イ 受託候補者の選定については、評価点数の最も高い参加事業者を受託候補者として選定する。なお、評価点数が同点の参加事業者がいる場合は、選定委員の投票により最も票数を得た参加事業者を受託候補者として選定する。また、選定委員の投票の

結果、票数が同数の参加事業者がいる場合は、選定委員長の投票により受託候補者を選定する。

ウ 評価合計点が 30 点以下の提案者については失格とする。

(3) 審査結果

ア 審査結果の通知は、令和 3 年 6 月 1 日（火）（予定）までに電子メールと書面で通知する。

イ 受託候補者については、審査結果（評価点数）及び受託候補者決定通知を電子メールと書面で通知する。

ウ 受託次点候補者については、審査結果（評価点数）、受託次点候補者決定通知及び受託候補者の点数を電子メールと書面で通知する。

エ 落選事業者については、審査結果（評価点数）及び受託候補者の点数を電子メールと書面で通知する。

オ 受託候補者の契約締結により受託事業者が決定した場合、受託事業者名及び選定評価表の評価点数を本市ホームページで公表する。また、2 位以下の事業者についても、事業者名は伏せて評価点数を公表する。

10 その他

- (1) 一度提出した企画提案書等の書類については、原則、内容変更や資料の追加提出は認めない。ただし、明らかな間違いや軽微な修正があり、本市が修正や追加提出を求めた場合は、この限りではない。
- (2) 企画提案書等の提出された書類は、採否等の理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 提出された書類は、本市で事前審査のため必要な範囲において複写することがある。
- (4) 見積書以外の提出書類については押印を要しない。
- (5) 企画提案書の作成等プロポーザルの応募に要した費用は、参加事業者の負担とする。
- (6) 参加事業者は、参加申込書等の書類の提出をもって応募要領等に記載された内容を承諾したものとみなす。
- (7) 審査経過及び審査結果についての質問には一切応じないとともに、審査経過は公表しない。
- (8) 本業務委託により制作される成果物及びこれに付随する資料の著作権は、委託者に帰属する。
- (9) 業務に関して知り得た一切の情報について、第三者に開示し、または漏洩することを禁止する。また、契約終了後においても同様とする。

11 連絡先及び書類提出先

〒660-0051 尼崎市東七松町 2 丁目 4 番 16 号

尼崎市公営企業局上下水道部計画担当（担当 福田、松下）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

TEL 06-6489-6588 FAX 06-6489-7407

E-mail ama-gesui-keikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上